

平成 30 年 2 月 13 日

各位

会 社 名 株式会社ジョイフル
代表者名 代表取締役社長 穴見 くるみ
(コード番号 9942)
問合せ先 取締役管理本部長 小野 哲矢
(Tel 097-551-7131)

役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、取締役会において、役員報酬制度の見直しとして役員退職慰労金制度を廃止することを決議するとともに打切り支給すること及び当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入することを、平成 30 年 3 月 17 日開催予定の第 43 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止と打切り支給について

(1) 役員退職慰労金制度の廃止理由

役員報酬体系の見直しの一環として年功的要素及び報酬の後払的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止することといたします。

(2) 役員退職慰労金制度の廃止日

平成 30 年 3 月 17 日開催予定の第 43 期定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。

(3) 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、在任中の取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）に対して役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を打切り支給することにつき、平成 30 年 3 月 17 日開催予定の第 43 期定時株主総会に付議する予定であります。なお、支給時期は、各取締役及び監査役の退任時といたします。

(4) 役員退職慰労金制度廃止の業績に与える影響

当社は、従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

2. 譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入について

（1）本制度を導入する理由

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）を対象に、譲渡制限付株式を割り当て、対象取締役が当社株式を保有することで中長期的な視点で経営し、当社グループの企業価値を持続的に高めることを図るインセンティブとするとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、導入いたします。

（2）本制度の概要

1）取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。当社の取締役の報酬額は、平成19年3月29日開催の第32期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認頂いておりますが、これとは別枠で譲渡制限付株式の交付を目的として年額400百万円以内を支給することをお願いする予定であります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、年30万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における福岡証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

2）譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本契約」という。）を締結することといたします（本契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下、「本株式」という。）。本契約の主な内容は次のとおりです。

①譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日から30年間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

②譲渡制限の解除条件

対象取締役が継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、死亡、任期満了又は定年により当社の取締役の地位から退任した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

③無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間の満了日までに、当社の取締役の地位から退任した場合には、死亡、任期満了又は定年その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除き、当社は本株式の全部を無償で取得する。その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本契約に定めるところによる。

④組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

⑤当社による無償取得

上記②又は④に基づき譲渡制限を解除した時点において、譲渡制限が解除されていない本株式について、当社は当然に無償で取得する。

⑥その他の事項

本契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上